証券コード6455
平成20年６月10日

株　主　各　位

大阪市生野区小路東五丁目５番20号
株式会社モリタ
代表取締役社長　中島正博

第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。
　さて、当社第75回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成20年６月26日（木曜日）午後５時40分までに到着するよう折返しご送付いただきたくお願い申しあげます。**

敬　具

記

1. 日　時　平成２０年６月２７日（金曜日）午前10時
2. 場　所　兵庫県三田市テクノパーク１番地の５
　　当会社　三田工場会議室
　　（会場が前回と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。）

3. 会議の目的事項

報告事項
1. 第75期（平成19年４月１日から平成20年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第75期（平成19年４月１日から平成20年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役９名選任の件
第４号議案　監査役１名選任の件
第５号議案　役員賞与支給の件
第６号議案　取締役の報酬額改定の件

4. 招集にあたっての決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として、株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.morita119.com）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（自　平成19年４月１日
至　平成20年３月31日）

1.　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、堅調な企業業績を背景に設備投資の増加や雇用状況の改善が進み、景気は穏やかな回復基調を維持しておりましたが、原油・原材料価格の高騰や米国のサブプライムローン問題に端を発した金融不安などにより、景気の先行きは不透明感が強まってまいりました。

このような状況にあって、当社グループは、消防ポンプ部門をはじめとする防災関連事業及び産業機械部門が順調に推移し、売上高は前年同期比4,764百万円増加し46,357百万円（11.5％増）となりました。営業利益は、前年同期比228百万円増加し2,324百万円（10.9％増）、経常利益は前年同期比277百万円増加し2,653百万円（11.7％増）となりました。当期純利益は、兵庫県三田市の新工場へ消防ポンプ車関係の工場を集約することに伴い、遊休状態となる既存工場の減損損失737百万円を特別損失に計上したこと等から、前年同期比270百万円減少し1,066百万円（20.2％減）となりました。

事業セグメント別の概況は次のとおりであります。

防災関連事業におきましては、売上高は、消防ポンプ部門において、はしご車等の売上台数の増加により前年同期比4,353百万円増加し、32,028百万円（15.7％増）となり、営業利益は1,871百万円と前年同期比340百万円（22.3％増）の増益となりました。

環境関連事業におきましては、売上高は、ギロチンプレス、スクラッププレス等産業機械部門が好調に推移しており、14,949百万円と前年同期比430百万円（3.0％増）の増収となりましたが、営業利益は子会社㈱モリタエコノスの環境衛生車輌の売上が減少したことにより453百万円と前年同期比113百万円（20.0％減）の減益となりました。

(2) 対処すべき課題

経営環境はますます厳しさを増し、急激に変化していくものと予想されます。当社は、この変化に対応しつつ、メーカーの原点である「技術の向上」と「顧客満足の実現」に立ちかえり、顧客に支持される強いブランドづくりを目指します。そして、具体的な対処すべき課題は次のとおりであります。

① 海外での生産、販売、アフターサービス拠点の拡充による海外事業の収益拡大
② 三田工場への移転集約による既存事業の収益力強化
③ 高付加価値製品の投入によるマーケットシェアの向上
④ 人材育成と成果主義賃金制度定着による組織力アップ

また、当社は激化する国内外での競争に勝ち残り、機動的な経営を行い、各事業の収益を向上させるために、平成20年10月１日より持株会社制度の導入と分社化によるグループの組織再編を実施することを予定しております。

当社グループは、経営のスピードアップ、収益力の強化により企業価値の一層の向上を目指してまいります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、特記すべき事項はありません。

(4) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は3,699百万円であり、主なものは消防ポンプ部門の生産性向上のための新工場（兵庫県三田市）建設の投資であります。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第72期 (16/４～17/３)	第73期 (17/４～18/３)	第74期 (18/４～19/３)	第75期 (19/４～20/３) (当連結会計年度)
受　注　高 (百万円)	44,013	44,004	42,593	48,450
売　上　高 (百万円)	42,197	45,413	41,592	46,357
経 常 利 益 (百万円)	3,073	3,419	2,376	2,653
当 期 純 利 益 (百万円)	1,801	2,101	1,336	1,066
１株当たり当期純利益 (円)	38.57	45.60	31.04	25.11
総　資　産 (百万円)	56,242	58,590	59,165	60,456

(注)　１株当たり当期純利益は期中平均株式数により計算しております。

(10) 重要な子会社の状況

会　社　名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社 モリタエコノス	1,000 百万円	100 %	環境衛生車輌の製造、販売
株式会社 モリタテクノス	100	100	消防車のオーバーホール
株式会社 モリタ総合サービス	100	100	当社製品の製造請負業
株式会社 モリタユージー	40	100	消火器、消火設備等の製造、販売
株式会社 北海道モリタ	30	50	消防車の製造、販売

連結決算の対象会社は、当社及び連結子会社９社であります。

(11) 主要な事業内容

当社の企業集団は、消防ポンプ車、消火器、防災設備、環境衛生車輌、環境機器の製造販売及び環境プラントの設計、施工を主な内容として、さらに各事業に関連する製品・部品の製造及びサービス等の事業活動を展開しております。

事業の種類別セグメント及びその主要製品は、次のとおりであります。

事業セグメント	主　要　製　品
防 災 関 連 事 業	はしご付消防ポンプ自動車、化学消防ポンプ自動車、普通消防ポンプ自動車、消火器、防災設備、その他防災関係製品
環 境 関 連 事 業	リサイクル処理施設、各種ごみ処理施設、スクラップ処理施設、スクラップ処理機械、衛生車、塵芥車、各種環境保全車輌

(12) 主要な営業所及び工場

① 当社

本 社	大 阪 本 社　　大阪市生野区小路東五丁目５番20号 東 京 本 社　　東京都港区西新橋三丁目25番31号
支 店	大阪支店［大阪市］、仙台支店［仙台市］、名古屋支店［名古屋市］、福岡支店［福岡市］
工 場	一般車工場［大阪市］、特装車工場［兵庫県三田市］、上野工場［三重県伊賀市］、船橋工場［千葉県船橋市］

② 子会社

株式会社 モリタエコノス	大阪府八尾市神武町１番48号
株式会社 モリタテクノス	大阪府東大阪市高井田中二丁目３番26号
株式会社 モリタ総合サービス	大阪市生野区小路東五丁目５番20号
株式会社 モリタユージー	東京都千代田区神田須田町二丁目３番地５
株式会社 北海道モリタ	札幌市東区苗穂町十三丁目２番17号

(13) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,143名	13名増

(14) 主要な借入先

借　　入　　先	借 入 金 残 高
株式会社みずほコーポレート銀行	2,760 百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,960
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,840

2. 会社の株式に関する事項

(1) **発行済株式の総数**　　46,918,542株（自己株式4,550,501株を含む）

(2) **株主数**　　5,086名

(3) **発行済株式（自己株式を除く）の総数の10分の１以上の数の株式を保有する株主**

該当事項はありません。

なお、上位10位の株主の状況は次のとおりであります。

株主名	持株数	出資比率
第一生命保険相互会社	3,265千株	7.70%
モリタ取引先持株会	2,185	5.15
株式会社みずほコーポレート銀行	2,087	4.92
住友信託銀行株式会社	2,082	4.91
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	2,048	4.83
株式会社三井住友銀行	2,007	4.73
ドイチエ ウエートパピアサービス バンク エージー リ ドレスナー リ エクイテイーズ	1,445	3.41
モリタ従業員持株会	1,084	2.55
宮田工業株式会社	900	2.12
阿部律子	861	2.03

（注） 出資比率は自己株式（4,550,501株）を控除して計算しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

第74回定時株主総会後、定款授権に基づく取締役会決議により買い受けた株式
取得株式　普通株式　204,000株
取得価額の総額　124,907千円
買受を必要とした理由　機動的な資本政策の遂行のため

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権の状況

平成16年６月29日開催の定時株主総会の決議による新株予約権

① 新株予約権の数
１，９８２個

② 目的となる株式の種類及び数
普通株式　１，９８２，０００株

③ 新株予約権の発行価額
無償

④ 新株予約権の行使価額
１株につき658円

⑤ 新株予約権の行使条件

ｉ．新株予約権を付与された者は、権利行使時においても当社並びに子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員（顧問含む）であることを要する。ただし、権利行使期間中に当該地位を喪失した場合でも喪失後１年間に限

り、権利行使を認めるものとする。

ⅱ．新株予約権を付与された者が、権利行使期間中に死亡した場合は、同時に権利を失効するものとする。

ⅲ．その他の条件については、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する契約に定めるところによる。

⑥　新株予約権の行使期間

平成18年７月１日から平成23年６月30日まで

⑦　当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取　締　役	115個	普通株式　115,000株	９名
監　査　役	65個	普通株式　65,000株	４名

(2) 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び他の法人等の代表状況等
代表取締役会長	新村鋭男	㈱モリタテクノス代表取締役会長
代表取締役社長	中島正博	
取締役副社長	生地雅昭	ポンプ生産本部長
常務取締役	村井直行	ポンプ開発本部担当
常務取締役	浅田栄治	ポンプ生産本部 副本部長・調達部長・一般車工場長
常務取締役	前畠幸広	ポンプ営業本部長
常務取締役	中田和彦	管理サービス本部長
取締役	北村賢一	環境事業本部長
取締役	土谷和博	防災事業本部長
常勤監査役	広瀬郷	
常勤監査役	西田一成	
監査役	松村和宜	弁護士
監査役	柴田正興	

(注) 1. 広瀬 郷、松村和宜の両氏は、社外監査役であります。

2. 当期中の取締役の異動は次のとおりであります。

退任

取締役副社長 出水重次 (平成19年６月28日 任期満了)
常務取締役 村井直行 (平成20年３月31日 辞任)
常務取締役 中田和彦 (平成20年３月31日 辞任)

3. 当期中の監査役の異動は次のとおりであります。

(1) 新任

監査役 柴田正興 (平成19年６月28日)

(2) 退任

監査役 中野輝雄 (平成19年６月28日 任期満了)

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	9名	214百万円
監査役	4名	36百万円（うち社外監査役　2名　　14百万円）

(3) 社外役員に関する事項

① 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

該当事項はありません。

② 他の会社の社外役員との兼任状況

該当事項はありません。

③ 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

取締役会等への出席状況及び発言状況

区　分	氏　　名	出席状況及び発言状況
監　査　役	広　瀬　　郷	当期開催の取締役会17回のうち16回及び監査役会10回全てに出席し、主に金融機関での豊富な業務経験から、必要な発言を行っております。
監　査　役	松　村　和　宜	当期開催の取締役会17回のうち12回及び監査役会10回全てに出席し、主に弁護士としての専門的な視点から、必要な発言を行っております。

（注）上記のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が１回あります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽ＡＳＧ監査法人

(2) 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額　14百万円

(3) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　20百万円

（注） 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額には金融商品取引法に基づく監査に対する報酬を含めております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任することができます。当該解任をした場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に開催される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、取締役は、監査役会の同意を得て、または監査役会の請求により、会計監査人の不再任を株主総会に提案いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 内部統制に関する基本方針及び体制

当社は、『当社は、心を込めたモノづくりと、絶えざる技術革新によって、「安全で住みよい豊かな社会」に貢献し、真摯な企業活動を通じて社会との調和を図ります。』という企業理念に基づき、会社法第362条第４項第６号に定められた「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」について、取締役会において次のとおりその基本方針を決議いたしました。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ)取締役会は、「取締役会規則」を設けて取締役会決議事項の付議基準を明確に定め、これに則り会社の業務執行を決定する。

(ロ)代表取締役社長は、取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行う

とともに、かかる決定、取締役会決議やその他の社内規則に従い職務を遂行する。
(ハ)取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、会社の業務の執行状況を毎月開催する取締役会で報告し、他の取締役の職務執行を相互に監督する。
(ニ)取締役の職務執行状況は、監査役監査基準及び監査方針・監査計画に基づき監査役の監査を受ける。
(ホ)コンプライアンス全体を統括する組織として法務室を設置し、全役職員がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として捉え、業務にあたるよう指導している。
(ヘ)リスク情報の早期発見と不正抑止効果のため、管理サービス本部長を委員長として内部通報制度委員会を設置し、問題発生時の事実関係の調査と対応策を決定する。また、必要に応じて取締役会への報告や再発防止策の提案にあたる。
(ト)綱紀委員会を年２回定期的に開催し、法令や社内規則に違反した役職員への制裁措置を決定している。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(イ)取締役は、職務執行に係る電磁的記録を含む文書、その他の重要な情報を、法令及び社内規定に基づき適正に保存、管理する。
(ロ)監査役は、取締役の職務執行に係る文書等情報の保存及び管理について、関連諸規定に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。
(ハ)取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧することができる。

③ 損失の危険の管理に関する規程及びその体制

(イ)各部署長は、自部署の業務フロー図を整備し、フロー図のなかで内在するあらゆるリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施するとともに、かかるリスクマネジメント状況を定期的に見直す。
(ロ)営業活動に伴い発生する債権回収リスクについては、「売掛債権管理の憲法」を設けて、各部門ごとに詳細な基準を設けることで、不良債権の発生を未然に防ぐとともに、発生後の適切な管理に努める。
(ハ)経営企画室には、各部署から月次で業務執行報告が届き、これにより組織横断的なリスク状況を総括的に管理している。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(イ)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎

として、取締役会を毎月１回定期的に開催し、緊急決議を要する場合には、臨時取締役会を開催している。
(ロ)変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、本部長クラスの取締役による早朝会議を原則として毎週１回開催し、担当部門の業務執行状況の報告や決裁事項の詳細なる説明をしている。

⑤　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(イ)管理サービス本部の下に関連事業室を設置し、子会社・関連会社（以下、子会社等という）から業績や経営状況について定期的に報告を受け、必要に応じて取締役会に報告している。また、連結対象子会社とは、四半期決算ごとに連絡会議を設けて、適正な決算業務の運営に努めている。
(ロ)子会社等の取締役や監査役に当社の役職員を非常勤で兼務させ、取締役会等重要な会議への出席によって、情報を取得している。
(ハ)当社の監査役は、計画的に当社及び子会社等の監査に赴き、子会社等の業務執行状況を監査している。
(ニ)社長直轄の監査室は、計画的に子会社等の業務監査を実施し、法令や社内規則に則って適正に業務が行われているかを監査している。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(イ)「業務分掌規程」において、内部業務監査を担当している監査室のスタッフが監査役を補助する業務も兼任するように明確にしている。
(ロ)監査室スタッフの人事については、常勤監査役の事前の同意を得ることで、取締役からの独立性を確保している。
(ハ)監査役の職務を補助する監査室スタッフに対する指揮命令権限は、その業務の範囲内においては、監査役または監査役会に帰属するものとし、取締役、執行役員及びその他の使用人は指揮命令権限を有しない。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(イ)業務執行を担当する取締役及び執行役員は、毎月開催される取締役会において担当部門の業務執行報告を行い、監査役は常に取締役会に出席してその報告を受ける。
(ロ)業務執行を担当する取締役及び執行役員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。

(ハ)内部通報制度には常勤監査役も委員として参画し、不正事故情報についても早期に監査役に報告できる体制を整えている。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(イ)常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握するため、各事業部門の定期的な報告会議等に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要文書を閲覧して、必要に応じて取締役や執行役員、使用人にその説明を求めている。
(ロ)監査役は会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図っている。
(ハ)監査役は、内部監査の監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて監査室に調査を依頼する。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

以上のご報告のうち、金額及び株数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（平成20年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）	（60,456）	（負債の部）	（32,048）
流動資産	25,408	流動負債	21,922
現金及び預金	3,947	支払手形及び買掛金	12,800
受取手形及び売掛金	14,408	短期借入金	2,600
たな卸資産	5,967	一年以内返済予定の長期借入金	1,798
繰延税金資産	555	未払金	1,564
その他	568	未払法人税等	529
貸倒引当金	△38	未払消費税等	71
固定資産	35,047	賞与引当金	707
有形固定資産	29,170	役員賞与引当金	108
建物及び構築物	4,454	その他	1,743
機械装置及び運搬具	1,058	固定負債	10,125
土地	19,599	長期借入金	5,363
建設仮勘定	3,693	繰延税金負債	488
その他	364	退職給付引当金	511
無形固定資産	289	役員退職引当金	159
ソフトウェア	285	再評価に係る繰延税金負債	3,139
その他	3	その他	462
投資その他の資産	5,587		
投資有価証券	3,824	（純資産の部）	（28,408）
繰延税金資産	281	株主資本	27,959
その他	1,998	資本金	4,746
貸倒引当金	△516	資本剰余金	4,365
		利益剰余金	21,345
		自己株式	△2,496
		評価・換算差額等	149
		その他有価証券評価差額金	345
		繰延ヘッジ損益	△0
		土地再評価差額金	△244
		為替換算調整勘定	49
		少数株主持分	298
資産合計	60,456	負債及び純資産合計	60,456

連結損益計算書

（自　平成19年４月１日
至　平成20年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		**46,357**
売上原価		**35,301**
売上総利益		**11,055**
販売費及び一般管理費		**8,731**
営業利益		**2,324**
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	90	
持分法による投資利益	118	
その他	389	597
営業外費用		
支払利息	168	
その他	99	268
経常利益		**2,653**
特別利益		
固定資産売却益	13	
貸倒引当金戻入益	14	
投資有価証券売却益	248	
会員権売却益	6	281
特別損失		
固定資産除却損及び売却損	104	
投資有価証券評価損	0	
会員権評価損	10	
たな卸資産処分損	164	
減損損失	737	
工場移転関連費用	98	1,115
税金等調整前当期純利益		**1,820**
法人税、住民税及び事業税	984	
法人税等還付税額	△107	
法人税等調整額	△139	737
少数株主利益		16
当期純利益		**1,066**

連結株主資本等変動計算書

（自　平成19年４月１日
至　平成20年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年３月31日残高	4,746	4,365	21,127	△2,321	27,917
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△851		△851
当期純利益			1,066		1,066
自己株式の取得				△177	△177
自己株式の処分		△0		2	2
土地再評価差額金取崩額			240		240
連結子会社増加による剰余金減少額			△237		△237
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					－
連結会計年度中の変動額合計	－	△0	217	△175	41
平成20年３月31日残高	4,746	4,365	21,345	△2,496	27,959

（単位：百万円）

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定		
平成19年３月31日残高	1,734	△4	△4	40	286	29,969
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△851
当期純利益						1,066
自己株式の取得						△177
自己株式の処分						2
土地再評価差額金取崩額						240
連結子会社増加による剰余金減少額						△237
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△1,388	4	△240	9	11	△1,603
連結会計年度中の変動額合計	△1,388	4	△240	9	11	△1,561
平成20年３月31日残高	345	△0	△244	49	298	28,408

連　結　注　記　表

＜連結計算書類作成のための基本となる重要な事項＞

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 連結の範囲に関する事項
   連結子会社……９社
   株式会社モリタエコノス、株式会社モリタテクノス、株式会社モリタ総合サービス、株式会社モリタユージー、株式会社モリタエンジニアリング、株式会社上野モリタ、株式会社北海道モリタ、株式会社アルボ、エント一株式会社
   従来、非連結子会社であった株式会社アルボ、エント一株式会社は、重要性が増したことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。
   非連結子会社……１社
   康鴻森田（香港）有限公司
   非連結子会社の総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。
3. 持分法の適用に関する事項
   持分法を適用した関連会社の数……３社
   株式会社モリタ東洋、南京晨光森田環保科技有限公司、四川森田消防装備製造有限公司
   持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称は、康鴻森田（香港）有限公司、鹿児島森田ポンプ株式会社であり、いずれも当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。
4. 持分法の適用の手続きについて特に記載する必要があると認められる事項
   持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる南京晨光森田環保科技有限公司、四川森田消防装備製造有限公司の２社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。株式会社モリタ東洋については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。
5. 連結子会社の事業年度等に関する事項
   連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。
6. 会計処理基準に関する事項
   (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
   ① 有価証券
   その他有価証券
   時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法
   （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
   時価のないもの……移動平均法による原価法
   ② たな卸資産
   評価基準　原価法
   評価方法　製品及び仕掛品……主として個別法
   原材料……移動平均法
   貯蔵品……最終仕入原価法
   ③ デリバティブ　時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。但し、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(会計方針の変更)

当連結会計年度から、平成19年度の法人税法の改正（(所得税法等の一部を改正する法律　平成19年３月30日　法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令　平成19年３月30日　政令第83号)）に伴い、平成19年４月１日以降取得の固定資産については、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。

当該変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ当連結会計年度における営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ17百万円減少しております。

(追加情報)

平成19年３月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から５年間で均等償却する方法によっております。

当該変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、当連結会計年度における営業利益が51百万円、経常利益及び税金等調整前当期純利益が52百万円それぞれ減少しております。

② 無形固定資産

定額法によっております。

③ 長期前払費用

定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、会計基準変更時差異（3,968百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

⑤　役員退職引当金

連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

なお、当社は、平成19年５月24日開催の取締役会において役員退職慰労金制度を廃止することを決議しております。

また、従来の退職慰労金制度に基づく制度廃止日までの在任期間に応じた退職慰労金については平成19年６月28日開催の定時株主総会で打ち切り支給の議案を決議しており、支給の時期は取締役及び監査役の退任時としております。そのため、前連結会計年度末において計上されていた「役員退職引当金」を当連結会計年度より固定負債の「その他」に振り替えております。

(4) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

①　ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を、為替予約については振当処理をしております。

②　ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ、為替予約

ヘッジ対象……借入金の利息、外貨建金銭債権債務等

③　ヘッジ方針

当社グループの内部規定に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジするためにデリバティブ取引を行っております。

④　ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、評価しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理方法は、税抜方式によっております。

7. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

8. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんの償却については、５年間で均等償却する方法によっております。ただし、金額が僅少の場合は、発生年度に全額償却する方法によっております。

＜連結貸借対照表の注記＞

1.	有形固定資産の減価償却累計額		14,787百万円
2.	担保提供資産	有形固定資産	137百万円
	担保に係る金銭の債務	一年以内返済予定の長期借入金	40百万円
3.	保証債務	康鴻森田（香港）有限公司	15千米ドル

4. 土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。
   ・再評価の方法……土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。
   ・再評価を行った年月…平成14年３月31日
   ・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
   …　3,613百万円

＜連結損益計算書の注記＞

1. 減損損失
   当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

（１）減損損失を認識した主な資産

用途	場所	種類	金額（百万円）
遊休資産	大阪府東大阪市他	建物及び土地等	737

（２）減損損失の認識に至った経緯
当連結会計年度においては、兵庫県三田市に新工場を建設し既存の消防ポンプ車関係の工場を集約すること等に伴い、大阪府東大阪市の枚岡工場等が遊休状態となるため、帳簿価額を回収可能価額にまで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

（３）減損損失の金額

種類	金額（百万円）
建物及び構築物	247
土地	460
その他	29
計	737

（４）資産のグルーピング方法
当社グループは、事業用資産については事業の種類を基本とし、賃貸資産及び遊休資産については個別物件毎に資産のグルーピングを行っております。

＜連結株主資本等変動計算書の注記＞

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の数　普通株式　46,918,542株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年６月28日定時株主総会	普通株式	639	15.00	平成19年３月31日	平成19年６月29日
平成19年10月29日取締役会	普通株式	211	5.00	平成19年９月30日	平成19年11月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年６月27日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	211	5.00	平成20年３月31日	平成20年６月30日

3. 新株予約権の目的となる株式の数　普通株式　1,560,000株

＜１株当たり情報の注記＞

1. １株当たり純資産額　663円47銭
2. １株当たり当期純利益（期中平均株式数による）　25円11銭

なお、１株当たり当期純利益の算定基準は以下のとおりであります。

当期純利益	1,066百万円
普通株式に係る当期純利益	1,066百万円
普通株式の期中平均株式数	42,473千株

＜重要な後発事象の注記＞

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成20年５月19日

株式会社 モ リ タ
取 締 役 会　御中

太陽ＡＳＧ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	新　村　　実	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	高　木　　勇	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	小笠原　　直	㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社モリタの平成１９年４月１日から平成２０年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社モリタ及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸借対照表

（平成20年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）	（ 53,141）	（負債の部）	（ 26,785）
流動資産	18,057	流動負債	17,400
現金及び預金	2,596	支払手形	981
受取手形	1,139	買掛金	8,362
売掛金	8,818	短期借入金	2,300
製品	447	一年以内返済予定の長期借入金	1,710
原材料	1,338	未払金	1,297
仕掛品	2,309	未払費用	91
貯蔵品	0	未払法人税等	208
前払費用	68	未払消費税	32
短期貸付金	643	前受金	1,119
一年以内返済の長期貸付金	208	預り金	666
繰延税金資産	299	賞与引当金	401
その他	215	役員賞与引当金	72
貸倒引当金	△29	その他	157
固定資産	35,084	固定負債	9,384
有形固定資産	27,562	長期借入金	5,314
建物	3,959	預り保証金	258
構築物	262	繰延税金負債	488
機械装置	596	再評価に係る繰延税金負債	3,139
車輌運搬具	34	その他	184
工具器具備品	259		
土地	18,767	（純資産の部）	（ 26,356）
建設仮勘定	3,682	株主資本	26,272
無形固定資産	171	資本金	4,746
ソフトウェア	168	資本剰余金	4,365
その他	2	資本準備金	1,638
投資その他の資産	7,350	その他資本剰余金	2,726
投資有価証券	3,676	利益剰余金	19,657
関係会社株式	2,530	利益準備金	1,234
関係会社出資金	190	その他利益剰余金	18,423
長期貸付金	390	配当準備積立金	1,000
長期前払費用	24	固定資産圧縮積立金	1,106
その他	1,039	別途積立金	15,239
貸倒引当金	△501	繰越利益剰余金	1,077
		自己株式	△2,496
		評価・換算差額等	84
		その他有価証券評価差額金	330
		繰延ヘッジ損益	△1
		土地再評価差額金	△244
資産合計	53,141	負債及び純資産合計	53,141

損　益　計　算　書

（自　平成19年４月１日
至　平成20年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		30,511
売上原価		24,156
売上総利益		6,355
販売費及び一般管理費		5,283
営業利益		1,072
営業外収益		
受取利息	28	
受取配当金	257	
雑収入	859	1,145
営業外費用		
支払利息	151	
雑損失	313	465
経常利益		1,752
特別利益		
固定資産売却益	6	
貸倒引当金戻入益	37	
投資有価証券売却益	248	
会員権売却益	6	298
特別損失		
固定資産除却損及び売却損	37	
投資有価証券評価損	0	
会員権評価損	8	
たな卸資産処分損	152	
減損損失	726	
工場移転関連費用	74	1,000
税引前当期純利益		1,051
法人税、住民税及び事業税	507	
法人税等還付税額	△107	
法人税等調整額	△105	294
当期純利益		756

株主資本等変動計算書

（自　平成19年４月１日
至　平成20年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
						配当準備積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
平成19年３月31日残高	4,746	1,638	2,726	4,365	1,234	1,000	1,127	15,039	1,111	19,512
事業年度中の変動額										
剰余金の配当									△851	△851
当期純利益									756	756
固定資産圧縮積立金の取崩							△20		20	－
別途積立金の積立								200	△200	－
自己株式の取得										－
自己株式の処分			△0	△0						－
土地再評価差額金取崩額									240	240
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	－	－	△0	△0	－	－	△20	200	△34	144
平成20年３月31日残高	4,746	1,638	2,726	4,365	1,234	1,000	1,106	15,239	1,077	19,657

（単位：百万円）

	株主資本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成19年３月31日残高	△2,321	26,303	1,699	△4	△4	1,690	27,993
事業年度中の変動額							
剰余金の配当		△851					△851
当期純利益		756					756
固定資産圧縮積立金の取崩		－					－
別途積立金の積立		－					－
自己株式の取得	△177	△177					△177
自己株式の処分	2	2					2
土地再評価差額金取崩額		240					240
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△1,369	3	△240	△1,606	△1,606
事業年度中の変動額合計	△175	△30	△1,369	3	△240	△1,606	△1,636
平成20年３月31日残高	△2,496	26,272	330	△1	△244	84	26,356

個　別　注　記　表

＜重要な会計方針＞

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 資産の評価基準及び評価方法

（１）有価証券　子会社株式及び関連会社株式　移動平均法による原価法

その他有価証券　時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

（２）たな卸資産　原価法　原　材　料……移動平均法
製品・仕掛品……個別法
貯　蔵　品……最終仕入原価法

（３）デリバティブ　時価法

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産　定率法

但し、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

（会計方針の変更）

当事業年度から、平成19年度の法人税法の改正（(所得税法等の一部を改正する法律　平成19年３月30日　法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令　平成19年３月30日　政令第83号））に伴い、平成19年４月１日以降取得の固定資産については、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。

当該変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ当事業年度における営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ９百万円減少しております。

（追加情報）

平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から５年間で均等償却する方法によっております。

当該変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、当事業年度における営業利益が22百万円減少、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ31百万円減少しております。

無形固定資産及び長期前払費用　定額法

4. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金……従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

（3）役員賞与引当金……役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

（4）退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、会計基準変更時差異1,704百万円については、15年による按分額を費用処理しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

なお、計算の結果、当事業年度末においては退職給付引当金が借方残高となったため、前払年金費用として315百万円を投資その他の資産「その他」として計上しております。

（5）役員退職引当金……役員退職慰労金については、従来、内規に基づき期末要支給額を役員退職引当金としておりましたが、平成19年５月24日開催の取締役会において役員退職慰労金制度を廃止することを決議しております。

また、従来の退職慰労金制度に基づく制度廃止日までの在任期間に応じた退職慰労金については平成19年６月28日開催の定時株主総会で打ち切り支給の議案を決議しており、支給の時期は取締役及び監査役の退任時としております。そのため、前事業年度末において計上されていた「役員退職引当金」を当事業年度より固定負債の「その他」に振り替えております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7. ヘッジ会計の処理方法

（1）ヘッジ会計の方法……繰延ヘッジ処理を採用しております。
なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を、為替予約については振当処理をしております。

（2）ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段……金利スワップ、為替予約
ヘッジ対象……借入金の利息、外貨建金銭債権債務等

（3）ヘッジ方針……当社の内部規定に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジするためにデリバティブ取引を行っております。

（4）ヘッジの有効性評価の方法……ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、評価しております。

8. 消費税等の処理方法

税抜方式によっております。

＜貸借対照表の注記＞

1. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務　短期金銭債権　1,131百万円
　　短期金銭債務　922百万円
　　長期金銭債権　310百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額　11,565百万円
3. 保証債務
　下記の会社の金融機関からの借入金等について、債務保証を行っております。
　株式会社モリタユージー　200百万円
　エント一株式会社　140百万円
　康鴻森田（香港）有限公司　15千米ドル
4. 土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。
　・再評価の方法……土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。
　・再評価を行った年月……平成14年３月31日
　・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
　　……　3,613百万円

＜損益計算書の注記＞

1. 関係会社との取引高　売上高　772百万円
　　仕入高　2,322百万円
　　営業取引以外の取引高　787百万円
2. 減損損失
　当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

（1）減損損失を認識した主な資産

用途	場所	種類	金額（百万円）
遊休資産	大阪府東大阪市他	建物及び土地等	726

（2）減損損失の認識に至った経緯
　当事業年度においては、兵庫県三田市に新工場を建設し既存の消防ポンプ車関係の工場を集約することに伴い、大阪府東大阪市の枚岡工場等が遊休状態となるため、帳簿価額を回収可能価額にまで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

（3）減損損失の金額

種類	金額（百万円）
建物及び構築物	235
土地	460
その他	29
計	726

（4）資産のグルーピング方法
　当社は、事業用資産については事業の種類を基本とし、賃貸資産及び遊休資産については個別物件毎に資産のグルーピングを行っております。

＜株主資本等変動計算書の注記＞

当事業年度末日における自己株式の数　　普通株式　　4,550,501株

＜税効果会計に関する注記＞

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	162百万円
退職給付引当金	29
役員退職引当金（長期未払金）	95
償却限度超過額	102
たな卸資産評価損	42
固定資産評価損	31
貸倒引当金限度超過額	90
会員権評価損	50
土地再評価に係る繰延税金資産	1,963
関係会社株式評価損	121
減損損失	121
その他	112
繰延税金資産小計	2,924
評価性引当額	△2,129
繰延税金資産合計	794

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△225
固定資産圧縮積立金	△757
土地再評価に係る繰延税金負債	△3,139
繰延税金負債合計	△4,122
繰延税金資産の純額	△3,328

＜リースにより使用する固定資産の注記＞

貸借対照表に表示した固定資産のほか、車輌運搬具等をリース契約により使用しております。

＜関連当事者との取引の注記＞

属性	会社の名称	住所	資本金（百万円）	事業の内容	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	株式会社モリタエコノス	大阪府八尾市	1,000	環境衛生車輌の製造・販売	直接100%	兼任2名	営業取引不動産の賃貸	製品の売上	11	売掛金	1
								製品の仕入	99	買掛金未払金	80
								不動産賃貸収入	238	—	—
子会社	株式会社モリタテクノス	大阪府東大阪市	100	消防車のオーバーホール、電子制御機器の製造・販売	直接100%	兼任2名	営業取引不動産の賃貸	製品の売上	102	売掛金	2
								製品の仕入	645	買掛金未払金	977
								不動産賃貸収入	181	—	—

（注）1.　取引金額には消費税等は含まず、期末残高には消費税等を含んで表示しております。

2.　製品の販売、仕入に関しては一般的取引条件と同様に決定しております。

3.　不動産の賃貸に関しては、近隣の取引実勢に基づいて賃貸料金額を決定しております。

＜１株当たり情報の注記＞

1.	１株当たり純資産額	622円09銭
2.	１株当たり当期純利益（期中平均株式数による）	17円81銭

なお、１株当たり当期純利益の算定基準は、以下のとおりであります。

当期純利益	756百万円
普通株式に係る当期純利益	756百万円
普通株式の期中平均株式数	42,473千株

＜重要な後発事象の注記＞

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成20年５月19日

株式会社 モ リ タ
取 締 役 会　御中

太陽ＡＳＧ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	新　村　　実	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	高　木　　勇	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	小笠原　　直	㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社モリタの平成１９年４月１日から平成２０年３月３１日までの第７５期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書 謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成１９年４月１日から平成２０年３月３１日までの第７５期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一、事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二、取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三、内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽ＡＳＧ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽ＡＳＧ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年５月21日

株式会社モリタ　　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　広　瀬　　郷 ㊞

常勤監査役　西　田　一　成 ㊞

監査役（社外監査役）　松　村　和　宜 ㊞

監査役　柴　田　正　興 ㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

１．期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元につきましては、「会社は株主のもの」という視点に立ち、財務体質と企業基盤の強化を図りつつ、「安定的な配当の継続及び向上」を基本方針としてまいりました。

期末配当に関しては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金　５円

総額211,840,205円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成20年６月30日（月曜日）

２．その他剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金　　500,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金　　500,000,000円

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

当社は、平成20年10月１日より持株会社制度の導入と分社化によるグループの組織再編を実施することを予定しております。これに伴い、平成20年10月１日付で現行定款第１条及び第２条に定める商号及び事業目的を追加・修正するとともに、第18条に定める取締役の定員の削減等を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。　　（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総　則	第１章　総　則
（商　号） 第１条　当会社は株式会社モリタと称する。英文では、MORITA CORPORATIONと表示する。	（商　号） 第１条　当会社は株式会社モリタホールディングスと称する。 英文では、MORITA HOLDINGS CORPORATIONと表示する。
（目　的） 第２条　当会社は次の事業を営むことを目的とする。	（目　的） 第２条　当会社は、次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。
１． 〜 19.　（条文省略）	（１） 〜 (19)　（現行どおり）
20. 前各号に関連する一切の業務	（削　除）
（新　設）	２．当会社は前項に付随関連する一切の業務を営むことができる。
（新　設）	３．管理間接業務を受託する。
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
（取締役の定員） 第18条　当会社は取締役１５名以内を置く。	（取締役の定員） 第18条　当会社は取締役９名以内を置く。
（招　集） 第23条　取締役会は法令に別段の定めある場合を除き、社長がこれを招集する。ただし、社長に事故あるときはあらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。	（招　集） 第23条　取締役会は法令に別段の定めある場合を除き、会長がこれを招集する。ただし、会長に事故あるときはあらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。
２．　（条文省略）	２．　（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
（議　長） 第 24 条　取締役会の議長は社長がこれにあたる。ただし、社長に事故あるときはあらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。	（議　長） 第 24 条　取締役会の議長は会長がこれにあたる。ただし、会長に事故あるときはあらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

第３号議案　取締役９名選任の件

取締役 新村鋭男、中島正博、生地雅昭、浅田栄治、前畠幸広、北村賢一、土谷和博の７氏は本総会終結の時をもって任期満了となり、また、取締役 村井直行、中田和彦の両氏は平成20年３月31日をもって辞任いたしましたので、取締役９名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

取締役候補者

候補者番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び 他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
1	新　村　鋭　男 （昭和11年８月８日生）	昭和34年４月　山一證券㈱入社 平成２年５月　同社代表取締役副社長 平成３年５月　山一情報システム㈱代表取締役社長 平成10年２月　日本フィッツ㈱代表取締役社長 平成10年５月　当社顧問 平成10年６月　当社取締役 平成11年６月　当社代表取締役社長 平成14年７月　当社代表取締役会長（現在） 平成16年６月　㈱モリタテクノス代表取締役会長（現在） ［他の法人等の代表状況］ ㈱モリタテクノス代表取締役会長	144,000株
2	中　島　正　博 （昭和25年２月３日生）	昭和47年３月　当社入社 平成15年４月　当社執行役員 平成16年６月　当社取締役 平成18年６月　当社代表取締役社長（現在）	60,000株
3	生　地　雅　昭 （昭和20年４月11日生）	昭和43年４月　松下精工㈱（現　松下エコシステムズ㈱）入社 平成14年６月　同社取締役副社長 平成17年９月　当社特別顧問 平成18年４月　当社副社長執行役員 平成18年６月　当社取締役副社長（現在） 平成19年４月　当社ポンプ生産本部長（現在）	18,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
4	浅田栄治 （昭和28年12月８日生）	昭和52年３月　当社入社 平成14年６月　当社取締役 平成15年７月　当社常務取締役(現在) 平成20年４月　当社管理サービス本部長(現在)	20,000株
5	前畠幸広 （昭和25年８月22日生）	昭和48年３月　当社入社 平成15年４月　当社執行役員 平成15年６月　当社取締役 平成16年６月　当社常務取締役(現在) 平成19年６月　当社ポンプ営業本部長(現在)	14,000株
6	北村賢一 （昭和25年11月24日生）	昭和48年４月　手塚興産㈱入社 平成４年７月　㈱森田ポンプサービスセンター入社 平成15年９月　当社環境事業本部　副本部長 平成16年５月　当社執行役員 平成16年５月　当社環境事業本部長(現在) 平成18年６月　当社取締役(現在)	14,000株
7	土谷和博 （昭和24年７月30日生）	昭和47年４月　山一證券㈱入社 平成９年６月　同社取締役 平成10年４月　日本フィッツ㈱入社 平成11年10月　当社入社 平成14年３月　オリエント証券㈱入社 平成16年２月　フィッチ・レーティングス社入社 平成17年４月　当社入社、執行役員 平成18年４月　当社防災事業本部長(現在) 平成18年６月　当社取締役(現在)	5,000株
8	橋本文一 （昭和29年７月30日生）	昭和52年３月　当社入社 平成13年１月　当社ポンプ事業本部　海外事業企画部長 平成16年７月　当社海外事業本部　輸出部長 平成18年６月　当社執行役員、海外事業本部長(現在)	12,000株
9	川口和三 （昭和18年10月25日生）	昭和43年４月　松下電器産業㈱入社 平成元年１月　鹿児島松下電子㈱取締役 平成４年６月　九州松下電器㈱取締役 平成７年６月　同社常務取締役 平成８年６月　同社専務取締役 平成15年６月　松下電器産業㈱常任監査役	0株

（注）1.　各取締役候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。
2.　川口和三氏は、社外取締役候補者であります。
3.　候補者　川口和三氏につきましては、経営者としての豊富な経験及び幅広い見識等を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

第４号議案　監査役１名選任の件

監査役 柴田正興氏は本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

監査役候補者

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び 他の法人等の代表状況	所有する当社の 株　式　数
益　田　莞　爾 （昭和14年１月１日生）	昭和36年４月　松下電器貿易㈱入社 平成３年６月　松下電器産業㈱財務部長 平成９年６月　ナショナル証券㈱代表取締役副社長 平成11年４月　明光ナショナル証券㈱代表取締役副社長 平成15年10月　㈱モリタエコノス常勤監査役（現在）	16,000株

（注）監査役候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。

第５号議案　役員賞与支給の件

当期末時点の取締役９名及び監査役４名に対し、当期の業績等を勘案して役員賞与総額71,400千円（取締役分69,000千円、監査役分2,400千円）を支給することといたしたいと存じます。

なお、各取締役及び各監査役に対する支給金額の決定は、取締役については取締役会の決議に、監査役については監査役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

第６号議案　取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成13年６月28日開催の第68回定時株主総会において月額2,500万円以内としてご承認いただき、現在に至っておりますが、平成20年10月１日に予定しております持株会社制度の導入に際し、第２号議案が原案どおり承認可決されますと、同日付をもって、取締役の定員が従来の１５名以内から９名以内となります。

つきましては、定員の減数に伴って、平成20年10月１日から取締役の報酬額を月額1,700万円（うち社外取締役分は200万円以内）に改定することといたしたく、お願いするものであります。

なお、取締役の報酬額には従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

また、第３号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は９名（うち社外取締役は１名）となりますが、持株会社制度に移行後の員数は、６名（うち社外取締役は１名）の予定であります。

以　上

MEMO

MEMO

株主総会会場ご案内略図

兵庫県三田市テクノパーク１番地の５

株式会社モリタ（当会社　三田工場会議室）

TEL（079）568-7800

◎会場が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。

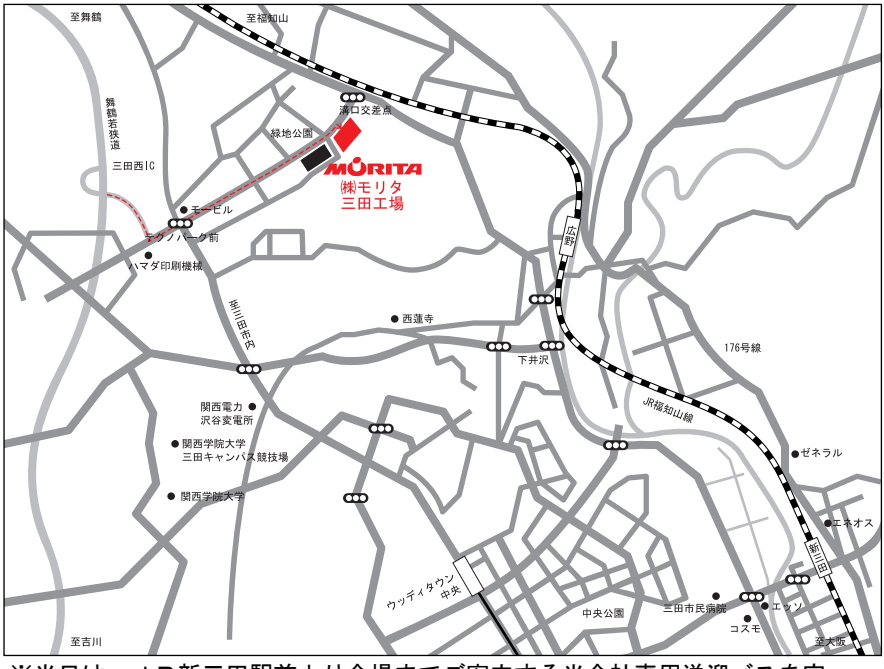

※当日は、ＪＲ新三田駅前より会場までご案内する当会社専用送迎バスを定期的に配車いたしますのでご利用ください。